

## 積卸し作業指揮者教育

労働安全衛生規則第151条の62、及び70と第420条により、一つの荷でその重量が100キログラム以上のものを、貨物自動車等（構内運搬車、貨物自動車又は貨車）に積卸し作業を行うときは、安全を確保するため、その作業を直接指揮する者を定め業務を遂行するよう義務づけられています。

加えて、積卸し作業指揮者には職務に必要な知識を付与するための教育を実施することが必要とされております（昭和60年3月13日付け 基発第133号）。

本教育講習は、厚生労働省（旧労働省）が定めた安全衛生教育実施要領において、作業指揮者の職務遂行に必要な知識等を付与するために示された教育カリキュラムに基づき実施いたします。

### カリキュラム

講習科目	範囲	講習時間
積卸し作業指揮者等の職務	(1) 荷役運搬作業における積卸し作業の知識 (2) 災害発生のしくみと災害発生状況 (3) 作業指揮者の選任及び職務 (4) 作業指揮者の心構え	1時間
貨物自動車等への積卸し作業	(1) 荷の品目等 (2) 構内運搬車、貨物自動車、貨車の種類とその特性 (3) 荷役機械等の種類とその対策 (4) 使用器具及び工具の点検 (5) 作業個所の安全確認 (6) 服装及び保護具の確認 (7) 構内運搬車等への積卸し作業 (8) ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業	4時間
異常時等における措置と災害事例	(1) 異常時の措置 (2) 災害発生時の措置 (3) 災害事例	1時間
関係法令	労働安全衛生法令等の関係条項	1時間

### 【追加講習について】

本教育は車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育を修了した方に対して、共通する部分を省略して必要部分を追加で実施することにより積卸し作業指揮者教育を実施したものとみなす教育です。

**受講資格**：平成26年8月以降に神奈川県支部で開催した「車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育」を修了した方。

### カリキュラム

講習科目	講習時間
積卸し作業指揮者等の職務	0.5時間
貨物自動車等への積卸し作業	2.0時間
異常時等における措置と災害事例 関係法令	0.5時間